

諮問庁：環境大臣

諮問日：平成28年1月13日（平成28年（行情）諮問第13号）

答申日：平成29年3月6日（平成28年度（行情）答申第772号）

事件名：特定地番に係る除染計画書等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「特定年特定地番1を除染する前の境界確認，及び境界付近の除染をする方法の説明するための立会の文書（他に特定地番2，特定地番3）も同様の文書」（以下「本件対象文書」という。）につき，その一部を不開示とした決定は，結論において妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，平成27年9月14日付け環東地福庶発第1509142号により東北地方環境事務所長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は，審査請求書，反論書及び意見書の記載によると，以下のとおりである。

##### （1）審査請求書

特定地番4の財産に関わることなので，知る権利がある（無断で土地に立入りして，除染の方法等を確認したと思われるため。）。

##### （2）反論書

環境省では，個人の財産である土地の境界を説明する文書を保有しているのか，保有してないのであれば開示すべきである。

審査請求人の土地の特定地番4に接する土地，特定地番1，特定地番2及び特定地番3は，審査請求人の土地に入らなければ除染できないものであり，除染の方法によっては，さらに放射能による汚染がされるものと考えられる。

そのことから，財産権の侵害に当たるものとする。

以上のことから，文書は開示されるべきである。

##### （3）意見書

審査請求人から，平成28年2月15日付け（同日收受）で意見書及び資料が当審査会宛て提出された（諮問庁の閲覧に供することは適当で

ない旨の意見が提出されており、その内容は記載しない。 ) 。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 原処分における処分庁の決定及びその考え方

本件開示請求について処分庁では、本件対象文書のうち、管理番号の一部、権利者名（土地権利者名、所有者名、地権者名）、所在地の一部及び建物の写真並びに現況図におけるメモ、除染計画書における項目・除染方法及び特記事項（除染等の措置に係る事項）、宅地地権者事前立会い記録における家屋・農地・昇口・その他特記事項の有無、略図及び除染JV担当者名については、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することのできる情報、若しくは公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報、又は公にすることにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報であることから、法5条1号又は2号に該当するため、これらの情報を不開示とすることとし、原処分をしたものである。

#### 2 審査請求人の主張についての検討

審査請求人は、原処分の取消しを求めているので、その主張について検討する。

審査請求人は、原処分に対して、特定地番4の財産に関わることなので、知る権利がある（無断で土地に立入りして、除染の方法等を確認したと思われるため。）と主張する。

しかしながら、本件不開示部分は、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することのできる情報、若しくは公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報、又は公にすることにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報であり、法5条1号又は2号に該当するものである。

したがって、原処分について、「特定地番4の財産に関わることなので、知る権利がある（無断で土地に立入りして、除染の方法等を確認したと思われるため。）」として原処分の取消しを求める審査請求人の主張には理由がない。

#### 3 結論

以上のとおり、審査請求人の主張について検討した結果、審査請求人の主張には理由がないことから、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却することとしたい。

### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年1月13日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月28日 審議

- ④ 同年2月15日 審査請求人から意見書及び資料を収受
- ⑤ 平成29年2月16日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同年3月2日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、その一部を法5条1号及び2号の不開示情報に該当するとして不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求め、諮問庁は、これを妥当としていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

### 2 原処分の妥当性について

#### (1) 本件開示請求等について

本件開示請求は、特定地番1ないし3を特定した上で、特定地番1ないし3を除染する前の境界確認及び特定地番1ないし3の境界付近の除染方法を説明するための立会の実施を前提とする文書の開示を求めるものであり、その存否を答えることは、特定地番1ないし3につき、除染前の境界確認の実施の有無及び境界付近の除染方法を説明するための立会の実施の有無（以下、併せて「本件存否情報」という。）を明らかにすることとなることから、以下、本件存否情報の不開示情報該当性について検討する。

#### (2) 本件存否情報の不開示情報該当性について

当審査会において本件対象文書を見分したところ、特定地番1ないし特定地番3の地権者は、特定個人又は特定法人であることが認められた。ア まず、本件存否情報のうち、特定個人に係る部分（以下「特定個人に係る本件存否情報」という。）については、特定個人が所有する特定の建物、土地等（以下「土地等」という。）についての除染等の措置の実施前の境界確認に関する情報及び特定個人が所有する土地等の除染方法の説明に関する情報であるから、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

そこで、以下、特定個人に係る本件存否情報の法5条1号ただし書該当性について検討する。

#### (ア) 法5条1号ただし書イ該当性について

a 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は次のとおり説明する。

(a) 「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（以下「放射性物質

汚染対処特措法」という。) 28条に基づき策定する特別地域内除染実施計画においては、除染をする前の境界確認を実施することは定められておらず、仮に何らかの理由により、除染をする前に境界確認が実施されても、そのことは公表しているものではない。

また、法律上、除染等の措置は、地権者等の同意が必要とされており(放射性物質汚染対処特措法30条2項)、上記の計画に基づき行われる除染方法を説明するための立会いが必ず実施されるとは限らない。

(b) 環境省のウェブサイト(除染情報サイト)においては、法令の定めによるものではないものの、運用において、上記(a)の除染等の計画や進捗状況等を公表しているところであるが、特定の土地等についての除染等の措置の実施に係る具体的な進捗状況等については、個別に公表しておらず、公表する予定もない。実際、これらについて第三者から問合せがあっても、これに応じることはない。

(c) 以上によれば、特定個人に係る本件存否情報は、「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」には該当しないと考える。

b 当審査会において、上記a(b)のウェブサイトの情報を確認したところ、特定の土地等についての境界確認や除染等の措置の実施に関する個別の情報は公表していない旨の諮問庁の上記a(a)及び(b)の説明は首肯できることから、特定個人に係る本件存否情報については、法5条1号ただし書イに規定する「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するとは認められない。

(イ) 法5条1号ただし書ロ該当性について

a 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は次のとおり説明する。

(a) 除染特別地域内の地権者等であっても、様々な事情から除染等の措置の実施に応じない者もいるところであり、かつ、応じないとする理由にも首肯し得る部分もあるところ、特定の土地等についての除染等の措置の実施に係る具体的な状況に係る情報を公にすると、これらの者が除染等の措置の実施に応じていない事実が明らかとなつて、これらの者に他者から非難されるなどの深刻な不利益を与えかねない。

そのようなこともあり、環境省のウェブサイト(除染情報サイト)においても、除染等の措置の実施状況については概括的

な形で公表するにとどめているところである。

- (b) もちろん、除染等の措置の実施状況に対する一般の関心は高いものではあるが、除染等の措置を実施してもなお放射線量が高いこともあれば、除染等の措置を実施しなくとも放射線量が高くないこともあり得るのであるから、放射線による人体への影響という観点でいえば、除染等の措置の実施状況に関する情報よりも、土地等に沈着した放射性物質から放出される放射線量に関する情報の方が重要であると思われる。

特定地域内の放射線量に関しては、まず、特定地域内に高さ1メートルの空間放射線量を10分おきに計測するモニタリングポストが多数設置されており、その測定結果については、特定地方公共団体のウェブサイト等において公表している（なお、特定地域の住民には、当該測定結果を確認し得るタブレット端末が配布されている。）。そして、環境省と福島県が共同で運営する「除染情報プラザ」や特定地方公共団体が、依頼に応じて個別の土地等における放射線量の測定を無償で実施しているほか、特定地方公共団体においては、長期宿泊者を対象に、放射線量を測定する個人線量計の貸出しを行っているところである。これらの施策については、環境省において今後も引き続き継続する予定であり、また、福島県庁及び特定地方公共団体に確認したところ、やはり、今後も引き続き継続する予定であるとのことであった。

このような事情を踏まえると、個別の土地等についての除染等の措置の実施状況に関する情報を公にすることの必要性は高いとはいえない。

- (c) 以上によれば、特定個人に係る本件存否情報を公にすることにより保護される人の生命、健康、生活又は財産の利益と、公にしないことにより保護される個人の権利利益とを比較衡量した場合に、前者の利益が後者のそれを上回るとは認められないと考える。
- b 当審査会において、上記a (a) 及び (b) のウェブサイトの情報及び諮問庁から提出を受けた上記a (b) の放射線量の測定に関する各資料を確認したところ、その内容は、諮問庁が上記a (a) 及び (b) で説明するとおりであると認められる。
- c そこで検討すると、除染特別地域内の地権者等であっても、正当な理由に基づき除染等の措置の実施に応じないこともあり得ると考えられるから、特定の土地等に係る除染等の措置の実施状況に関する情報を公にすると、これらの者に対して、他者から非難

が加えられるなどの深刻な不利益を与えかねない旨の諮問庁の上記 a (a) の説明は首肯できる。

また、放射線による人体への影響という観点でいえば、除染等の措置の実施状況に関する情報よりも、土地等に沈着した放射性物質から放出される放射線量に係る情報の方が重要であるとの諮問庁の上記 a (b) の説明は首肯できる上、特定地域の住民等が当該地域内の放射線量に係る情報を得る手段も複数存在すると認められる。

審査請求人は、特定地番 4 の財産権に関わることであるから知る権利があると主張するが、以上の事情を併せ考慮すると、特定の土地等に係る除染等の措置の実施状況に関する情報を公にすることにより保護される人の生命、健康、生活又は財産の利益と、当該情報を公にしないことにより保護される個人の権利利益とを比較衡量した場合に、前者が後者を上回るとは認められないとする諮問庁の上記 a の説明は否定し難い。

したがって、特定個人に係る本件存否情報は、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」とはいえず、法 5 条 1 号ただし書口に該当するとは認められない。

(ウ) 以上のことから、特定個人に係る本件存否情報については、上記 (ア) 及び (イ) のとおり、法 5 条 1 号ただし書イ及びロに該当するとは認められず、また、同号ただし書ハに該当する事情も認められない。

イ 次に、本件存否情報のうち、特定法人に係る部分（以下「特定法人に係る本件存否情報」という。）については、特定法人が所有する特定の土地等についての除染等の措置の実施前の境界確認に関する情報及び特定法人が所有する土地等の除染方法の説明に関する情報であるから、以下、特定法人に係る本件存否情報の法 5 条 2 号該当性について検討する。

(ア) 除染特別地域内の地権者等であっても、正当な理由に基づき除染等の措置の実施に応じないこともあり得ると考えられるから、特定の土地等に係る除染等の措置の実施状況に関する情報を公にすると、これらの者に対して、他者から非難が加えられるなどの深刻な不利益を与えかねない旨の諮問庁の説明が首肯できることは、上記ア (イ) c のとおりである。

そうすると、特定法人に係る本件存否情報は、これを公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれを否定できないから、法 5 条 2 号イの不開示情報に該当す

る。

(イ) 審査請求人は、特定地番4の財産権に関わることであるから知る権利があると主張するが、特定法人に係る本件存否情報については、なお上記ア(イ)cと同様の理由が妥当すると認められるので、法5条2号ただし書に該当するとは認められない。

(3) 以上によれば、本件開示請求については、本件対象文書が存在しているか否かを答えるだけで、法5条1号及び2号イの不開示情報を開示することになるため、本来、法8条の規定により開示請求を拒否して不開示とすべきであったものと認められるところ、処分庁は、一部開示決定(原処分)を行うことにより、本件存否情報を既に明らかにしている。このような場合においては、原処分を取り消して改めて同条の規定を適用する意義は乏しいことから、本件対象文書の一部を法5条1号又は2号の不開示情報に該当するとして不開示とした原処分は、結論において妥当である。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号又は2号に該当するとして不開示とした決定については、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は同条1号及び2号イに該当し、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべきであったと認められるので、結論において妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太, 委員 常岡孝好, 委員 中曽根玲子